

児童手当受給者の皆様へ 現況届のお知らせ

児童手当を受給されている方について、毎年6月1日以降引き続き受給可能かどうか、住所・養育状況等を確認する届出ですので、期間内に提出してください。

現況届が提出されない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

- 受付期間 平成30年6月1日（金）～6月29日（金）
※土・日・祝日除く。ただし、6月17日（日）は受付します。
- 受付時間 午前9：00～午後5：00（お昼休みも行います）
- 提出先 石垣市役所 こども家庭課（公務員の方は勤務先へ）
- 持参するもの ① 現況届用紙（市役所から送付します）
② 受給者の健康保険証の写し（コピー）
 - ・受給者本人（対象児童ではありません）の社会保険・国民健康保険などの写し
 - ・生活保護を受給中の方は、生活保護受給証明書の原本
 - ・未加入の方は、担当者へお伝えください。③ 印鑑（シャチハタ印不可）

※ 6月中に石垣市以外へ転出する場合でも、石垣市で現況届の提出が必要です。

<お問合せ先> 石垣市役所 こども家庭課 給付係 TEL: 87-0771（こども家庭課 直通）

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種のお知らせ

実施期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日まで

平成30年度定期接種対象者 接種日当日に石垣市に住民登録のある方で、これまで一度も高齢者肺炎球菌の予防接種を受けていない方で次のいずれかに該当する方

1. 平成30年度に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳となる方。

昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生まれの方	昭和 8年4月2日生～昭和 9年4月1日生まれの方
昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生まれの方	昭和 3年4月2日生～昭和 4年4月1日生まれの方
昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生まれの方	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生まれの方
昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生まれの方	大正 7年4月2日生～大正 8年4月1日生まれの方

2. 60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に障害又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある方

自己負担額 3,402円

※身体障害者手帳等1級所持者、生活保護又は中国残留邦人等支援助給を受けている方は、自己負担はありません。

◎「予防接種手帳」を医療機関窓口にご提示ください。手帳のない方は健康福祉センターまた医療機関で発行しています。手帳のご提示がない場合は接種を見合すことがありますのでご了承ください。

高齢者用肺炎球菌予防接種に関するお問い合わせは健康福祉センターまでお願いします。

石垣市市民保健部 健康福祉センター 予防接種担当まで 電話（88）0088

13団体と8個人を表彰

八重山地区防犯協会の定期総会が行われ、防犯に功労のあった個人・団体への表彰がありました。

（受賞者）

防犯功勞団体：民宿泉屋、民宿野原荘、民宿仲盛荘、
いしやなぎら邑むつ会、登野城小学校

防犯功勞個人：宮良実之、平良雅樹、ワイコフゲアリ、
玉代勢り子、多宇美恵子、宇根悦子

協力個人：慶田城潔、前津綾子

協力団体：八拳警備保障、崎浜事務機、マルサン豆腐店、
八重山生コン工業、アートホテル石垣島、
バラビドー観光農園、大松保険事務所、池村建設

